

いなべ市人権教育基本方針

はじめに ～ いなべ市人権教育基本方針改定に当たって ～

人は誰もがみな、自由かつ平等であり、決して奪われることのない様々な権利を有しています。これらの権利は、人類の多年にわたる努力の成果として確立されました。日本国憲法においても、基本的人権は現在及び将来において不当に侵害されることのない権利として宣言され、その保持は国民の不斷の努力によらなければならないとされています。

全ての人々の人権が尊重され、平和で希望と活気にあふれ、個人の能力を生涯にわたって十分に発揮できる社会を構築するには、一人一人がかけがえのない存在として大切にされるとともに、お互いの違いを認め合う多様性（ダイバーシティ）が推進されなければなりません。

しかしながら、私たちを取り巻く環境は、これまでの同和問題、障がい者、外国人、子ども、女性の人権に関わる問題に加え、インターネット環境を媒体とする人権侵害、高齢者、患者、犯罪被害者、性的マイノリティ、児童虐待、DV、貧困、災害を起因とする人権問題、特定の国籍の外国人に対するヘイトスピーチ、職場における各種ハラスメント等人権を取り巻く課題はますます多様化かつ複雑化しています。

国はこのような状況を踏まえ、平成 25 年に「いじめ防止対策推進法」並びに平成 28 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」並びに令和 5 年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解に関する法律」を施行し、人権が尊重される社会環境整備に取り組んでいます。

いなべ市（以下「本市」という。）でも、このような社会情勢を踏まえて、学校、家庭、地域及び行政が一体となり、人権、福祉及び教育が大切にされるまちづくりを目指して取組を進めています。今後も、多様化かつ複雑化する人権問題の解決と差別意識の解消により生まれる、全ての人の人権が共存する人権尊重の持続可能な社会の実現を目指して、より一層、学校、家庭、地域及び行政が連携し、学校教育と社会教育を通じて人権尊重の精神を育む教育及び啓発を積極的に推進していくことが重要です。

本市教育委員会においては、平成 19 年に「いなべ市人権教育基本方針（以下「本方針」という。）」を策定し、改定を重ねながら人権施策を推進してきましたが、社会や子どもたち等の現状を踏まえ、これまでの取組を継承し発展させるとともに、新たな課題に対応するために、さらに改定を行います。

なお、本方針については、人権問題をめぐる情勢の変化に対応し、必要に応じて適宜、見直していきます。

令和 7 年 4 月 1 日

1 学校教育における人権教育

小中学校においては、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることを踏まえ、各教科を始め特別活動や道徳、総合的な学習の時間等全ての学校生活を通じて、お互いをかけがえのない人間として尊重する心や個性を認め合う心を育て、あらゆる人権侵害を許さない実践行動力の育成を図る必要があります。

(1) 目標

全ての子どもたちが、自らの誇りを持ち、自らの未来を切り拓き、人権文化を創造する主体者として、より良く生きるための力及び人権を守るための実践行動力を育む。

(2) 基本方針

ア 自尊感情を育み、個性が輝く人権教育の推進

全ての子どもたちの学力及び進路を保障していくために、自らの存在をかけがえのないものとして肯定的に受け止め、個性を発揮しながら将来の夢や希望に向かって前向きに生きることができるよう、自己実現を目指す人権教育を推進します。

イ 多様性を認め合い、豊かにつながる人権教育の推進

様々な人との出会いや交流を通してお互いの違いや良さに気づき、共に生き共に学ぶ喜びを得られる人間関係が育まれるよう、人権教育における仲間づくりを推進します。

ウ 計画的かつ組織的な取組を進め、実践力を育む人権教育の推進

人権に対する正しい理解と認識を深めるとともに、一人一人の人権感覚を高め、社会の動向等により新たに生じる人権問題等も含めた、様々な人権問題を解決しようとする実践力を身に付けることができるよう、就学前から義務教育終了までの一貫性のある人権教育カリキュラムを教育計画に適切に位置付け、児童生徒の発達段階に即した各教科等の特質に応じながら、学校の教育活動全体を通じた人権教育を推進します。

エ 学校、家庭、地域及び行政とのつながりを強め、協働による人権教育の推進

人権教育の一層の充実を図るために、多様な主体が緊密に連携し、それぞれの教育機能を十分に生かしながら、地域ぐるみの人権教育推進体制の確立を推進します。

また、学校、家庭及び地域をつなぐ役割として、各校に設置する学校運営協議会（コミュニティースクール）を中心に、地域住民等の学校運営への参画を推進します。

2 社会教育における人権教育

これまでの施策により、人権問題に対する市民の理解と認識は深まっているものの、人権及びお互いの違いを認め合い、多様性が尊重され、差別や偏見のない社会を構築するためには、市民一人一人の積極的な取組が家庭や地域社会において促進されるよう、人権教育を継続していく必要があります。

(1) 目標

人権を現代的な生涯学習テーマの一つと捉え、人権に関する多様な学習機会の提供を通して、人権が市民一人一人の身近な問題であるとの認識を広め、お互いを尊重し、より良く生き合うことのできる地域社会の構築を目指します。

(2) 基本方針

ア 多様な学習機会の提供

様々な人権問題や身近な生活課題を取り上げた講演会、講座、映画会等、継続的な学習機会を提供し、市民の学習や取組の広がりや深まりを支援できるよう、事業を進めます。

イ 学習情報の提供

市民の自主的かつ主体的な学習に対して適切な支援ができるように、積極的に学習情報の提供を図り、地域や家庭における人権意識を高めます。

ウ 市民及び地域交流活動の推進

市民一人一人の人権を保障し、お互いの違いを認め合い、尊重し合える豊かな人間関係が築けるように、様々な世代が交流できるような市民及び地域交流活動の推進及び支援を図ります。

エ 社会教育関係団体の活動支援並びに指導者の育成及び活用

社会教育関係団体に対する講演会、研修会等を通じて、自主的かつ主体的な人権学習活動の支援を図るとともに、地域において主体的に人権教育を推進する指導者を育成し、人権に関し幅広い識見のある人材を学習活動等に活用します。

3 指導上の留意点

- (1) 学校や地域の実情に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努めます。
- (2) 全ての子どもの権利を尊重し、その最善の利益が実現されるよう取り組むことに努めます。
- (3) 生涯学習の観点に立って、就学前教育、学校教育、社会教育及び家庭教育の主体性を尊重しながら、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努めます。
- (4) この基本方針の実施に当たっては、「日本国憲法」及び「教育基本法」の精神にのっとり、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「人権教育・啓発に関する基本計画」、「こども基本法」、「三重県人権教育基本方針」、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」、「三重県いじめ防止条例」、「三重県いじめ防止基本方針」、2015年に国連で採択された、誰一人取り残さない世界を目指す「持続可能な開発目標(SDGs)」等を踏まえ、人権教育を全市的な取組体制の中で推進します。